

■当院の自費診療について

当院では以下の項目について、自費でお支払いいただいています。(以下全て税込)

- ・ 自費診察料
初診時 2,910 円 再診時 1,270 円
- ・ シミ
ルビーレーザー 1 ショット (5mm 大の六角形) 1,100 円
1 cm²のシミにルビーレーザーを 1 回通り照射する場合、10 ショット程度必要です。
- ・ 顔面の皺
ヒアルロン酸注射 1 cc (1 本) 63,000 円
- ・ 重瞼術 (切開法) 別途点滴代、薬代等で約 3,000 円
両側 253,000 円 片側 175,350 円
- ・ ピアス
ピアス材料料 1,785 円～ (医療用ピアスの種類による)
- ・ 診断書作成料
医療保険用診断書 5,500 円 普通診断書 2,200 円
- ・ 美白剤 1 個
2%ハイドロキノン軟膏 1,650 円 5%ハイドロキノン軟膏 1,100 円
かぶれ (皮膚炎) やすいので、当院では 2%ハイドロキノンを 1 週外用後に、5%ハイドロキノンに移行しています。

保険外負担に関するものについて院内掲示・Web 掲載を義務付ける通達が厚生労働省よりありましたので、掲示いたします。(令和 7 年 5 月 31 日までに行う)

■一部医薬品の自己負担額についての制度改訂

処方箋に先発医薬品を記載している場合がありますが、薬局で後発医薬品に変更してもらうことが可能です。

令和6年10月から、一部医薬品の自己負担額についての制度が改訂されました。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある一部のお薬で、先発医薬品を患者さんが希望される場合は、特別料金が発生します。

特別料金とは、先発医薬品薬価と後発医薬品薬価の差額の4分の1相当です。

ただし、医師や薬剤師が医療上の理由で先発医薬品が必要であると認めた場合や、病院や薬局に後発医薬品の在庫がない等、患者さんの希望によらない先発医薬品の処方の場合は、特別料金は生じません。

■「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

平成 22 年 8 月 1 日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されています。発行を希望されない方は、受付までお申し出下さい。

■医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術

平成22年から上記通則の手術の施設基準を満たしているため、当院で下記の手術に対し、診療として算定することが可能となっています。

通則に従って前年（令和7年1月～令和7年12月）の手術件数の掲示をいたします。

(1) 区分1ーイ	眼窩内腫瘍摘出術、眼窩悪性腫瘍手術、眼窩内異物除去術など	2件
(2) 区分2ーウ	涙嚢鼻腔吻合術、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術など	0件
(3) 区分3ーア	顔面神経麻痺形成手術、顔面多発骨折観血的手術など	0件
区分3ーイ	耳下腺悪性腫瘍手術、口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術など	0件